

第22期第8回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年5月12日(木) 14:00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

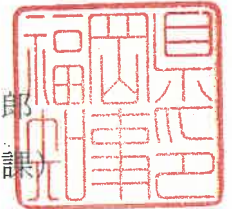
- (1) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告及び指導について(報告)・(諮問)
- (2) ビゼンクラゲの採捕制限に係る委員会指示について(協議)
- (3) 第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限に係る委員会指示について(協議)
- (4) 第375回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告)
- (5) 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告)
- (6) その他
・漁業権の次期一斉更新について(報告)

4漁管第627号

令和4年5月10日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第91条第1項に基づく指導について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第91条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

大川漁業協同組合、川口漁業協同組合、大野島漁業協同組合、柳川漁業協同組合及び福岡有明海漁業協同組合連合会から提出された同法第90条第1項の規定に基づく資源管理の状況等の報告を審査したところ、免許番号有区第1号及び第47号について、別添のとおり漁場の利用が認められませんでした。つきましては、同法第91条第1項第2号に該当することから、上記漁業権者に対し、同条第1項の規定に基づき指導してよろしいか貴委員会の意見を求めます。

令和2年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況(有明海区)

報告の対象となる期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
共同	有区第1号	第1,2種	(略)	筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先	福岡有明海漁連	団体	1772	○	○
"	有区第2号	"	"	大牟田市四山町地先	三里	"	30	○	○
区画	有区第1号	第1種	かきひび建	柳川市昭南町地先	大川	"	21	-	×
"	"	"	"	"	川口	"	54	-	×
"	"	"	"	"	大野島	"	2	-	×
"	"	"	"	"	柳川	"	6	-	×
"	有区第2号	"	のり	柳川市橋本町地先	福岡有明海漁連	"	480	-	○
"	有区第3号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第4号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第5号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第6号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第7号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第8号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第9号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	480	-	○
"	有区第10号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第11号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第12号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第13号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第14号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第15号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第16号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第17号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第18号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第19号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第20号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第21号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第22号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第23号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第24号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第25号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第26号	"	"	"	"	"	480	-	○

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
区画	有区第27号	第1種	のり	柳川市大和町地先	福岡有明海漁連	団体	480	—	○
"	有区第28号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第29号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第30号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第31号	"	"	大牟田市地先	"	"	480	—	○
"	有区第32号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	480	—	○
"	有区第33号	"	"	大牟田市地先	"	"	480	—	○
"	有区第34号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第35号	"	"	みやま市高田町地先	"	"	480	—	○
"	有区第36号	"	"	大牟田市地先	"	"	480	—	○
"	有区第37号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第38号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第39号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第40号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第41号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第42号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第43号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第44号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第45号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第46号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第47号	"	"	"	"	"	480	—	×
"	有区第48号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第301号	第3種	あさり	柳川市橋本町地先	"	"	199	—	○
"	有区第302号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	199	—	○
"	有区第303号	"	"	大牟田市地先	"	"	199	—	○
"	有区第304号	"	"	柳川市橋本町地先	"	"	199	—	○

議題1 参考資料（漁業法抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について

○ビゼンクラゲの委員会指示が出された背景

- ・平成26年にビゼンクラゲが大量発生したことを受け、平成27年5月に資源を保護し、漁場の競合を避けるために、採捕禁止期間や、禁止区域、固定式さし網の漁具の規模、クラゲの大きさ等を規制する委員会指示を発動。
- ・委員会指示は事前に有明海漁連の要望を受け、その後、福岡佐賀両県の漁連・漁協、行政間の協議を経て、両県が同じ内容で発動し、その後、1年毎に更新。

○22期第7回（3月18日）漁業調整委員会での審議状況

- ・有明海漁連から漁業調整委員会に、採捕期間を7月5日～10月31日とする内容の要望書が提出（R4.3.11）。
- ・佐賀県は7月1日～10月31日とする内容で要望。
- ・両県で調整を行ったものの、前回（第7回）委員会までには合意に至らず。
- ・再度、両県の漁連漁協、行政間で合意に向けた協議を行い、次回委員会で審議。

○福岡、佐賀の漁連漁協、行政間の協議状況

- ・4月28日に両県の漁連、漁協、福岡行政による3者協議を開催。
- ・採捕期間等委員会指示の内容等について協議し、令和4年度漁期については「7月1日～10月31日」で合意。
- ・佐賀県提案の指示期間3年については、福岡として①実際の解禁日を毎年両県で話し合って決定する、②漁連理事会での承認を条件に同意。

○漁連理事会の審議状況

- ・5月10日開催の漁連理事会で、実際の解禁日を毎年両県で話し合って決定することを条件に、操業期間「7月1日～10月31日」、指示の有効期間3年を承認。

表 禁止期間（採捕期間）等の推移

年度	禁止期間	採捕期間	禁止区域	備考
平成27年度	6/1～6/30、11/1～5/31	7/1～10/31	幅 100m	7/1～5 大～中潮
平成28年度	6/1～6/30、11/1～5/31	7/1～10/31	幅 100m	7/1～5 中～大潮
※平成29年度	6/1～7/4、11/1～5/31	7/5～10/31	幅 200m	7/1～4 小潮
平成30年度	6/1～6/30、11/1～5/31	7/1～10/31	幅 200m	7/1～4 中潮
令和1年度	6/1～6/30、11/1～5/31	7/1～10/31	幅 200m	7/1～5 大～中潮
令和2年度	6/1～6/30、11/1～5/31	7/1～10/31	幅 200m	7/1～5 中～大潮
※令和3年度	6/1～7/3、11/1～5/31	7/4～10/31	幅 200m	7/1～3 小潮
令和4年度	6/1～6/30、11/1～5/31	7/1～10/31	幅 200m	7/1～4 中潮

(現行)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年5月25日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和3年6月1日から令和3年7月3日まで及び令和3年11月1日から令和4年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

(原案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年 月 日（公報登載日）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

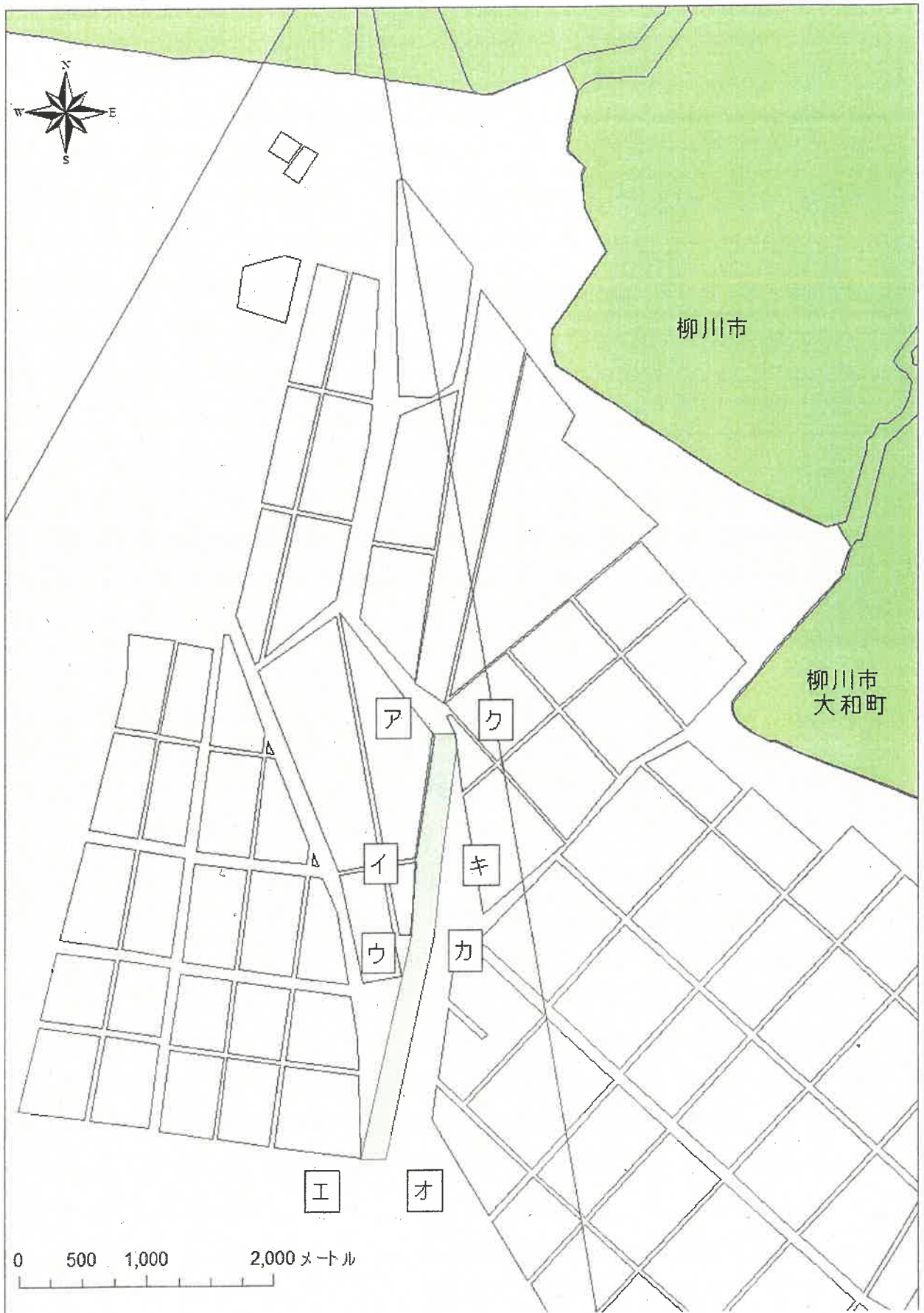
(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)



福有漁第 514 号
令和 4 年 4 月 19 日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田亮司 殿

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事会長 西田晴 征



漁業調整委員会指示によるアサリ等二枚貝資源の保護について (要望)

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、福岡県有明海区では、毎年のように発生する大雨による影響で、アサリ等二枚貝の資源量が減少いたしました。そのため、漁連では県の協力のもと、網袋等の設置による採苗や河口付近に発生した稚貝の他漁場への移植放流など、資源を増やす取り組みを行い、少しずつではありますが回復の兆しが見えてきたところです。

このような中、今年3月に実施しましたアサリ資源調査において、高密度での稚貝生息域が確認されたことから、漁連では資源回復のスピードを上げるためにも、この稚貝生息域を漁連の公示による採捕禁止区域(保護区)とすることを決定し、アサリ資源の保護育成を図っていくこととしました。設定後は、漁業者による自主的な監視等の管理を実施していくこととしておりますが、より一層の保護育成を図るためには公的な取り締まりによる管理徹底が不可欠であります。

つきましては、今回の公示区域について、是非、採捕を制限する漁業調整委員会指示を発出していただき、貝類資源の保護にご助力賜りますようよろしくお願い申し上げます。





公 示

福岡県有明海区における水産動植物の繁殖保護を図るため、福岡有明海漁業協同組合連合会農共第1号第一種共同漁業権行使規則及び有共第1号第一種共同共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により、下記のとおり、同規則第2条に掲げる漁業にかかる水産動植物の採捕を制限したので、同規則第4条第2項により公示します。

令和4年4月14日

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事会長 西田晴行



令和4年4月21日から令和5年8月31日までの間、次の区域において、下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

採捕を禁止する水産動植物
あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、 はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、 しゃみせんがい、くまさるぼう

ただし、福岡有明海漁業協同組合連合会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

採捕禁止区域

有区第4号（別図参照）

次のあ、い、う、えの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

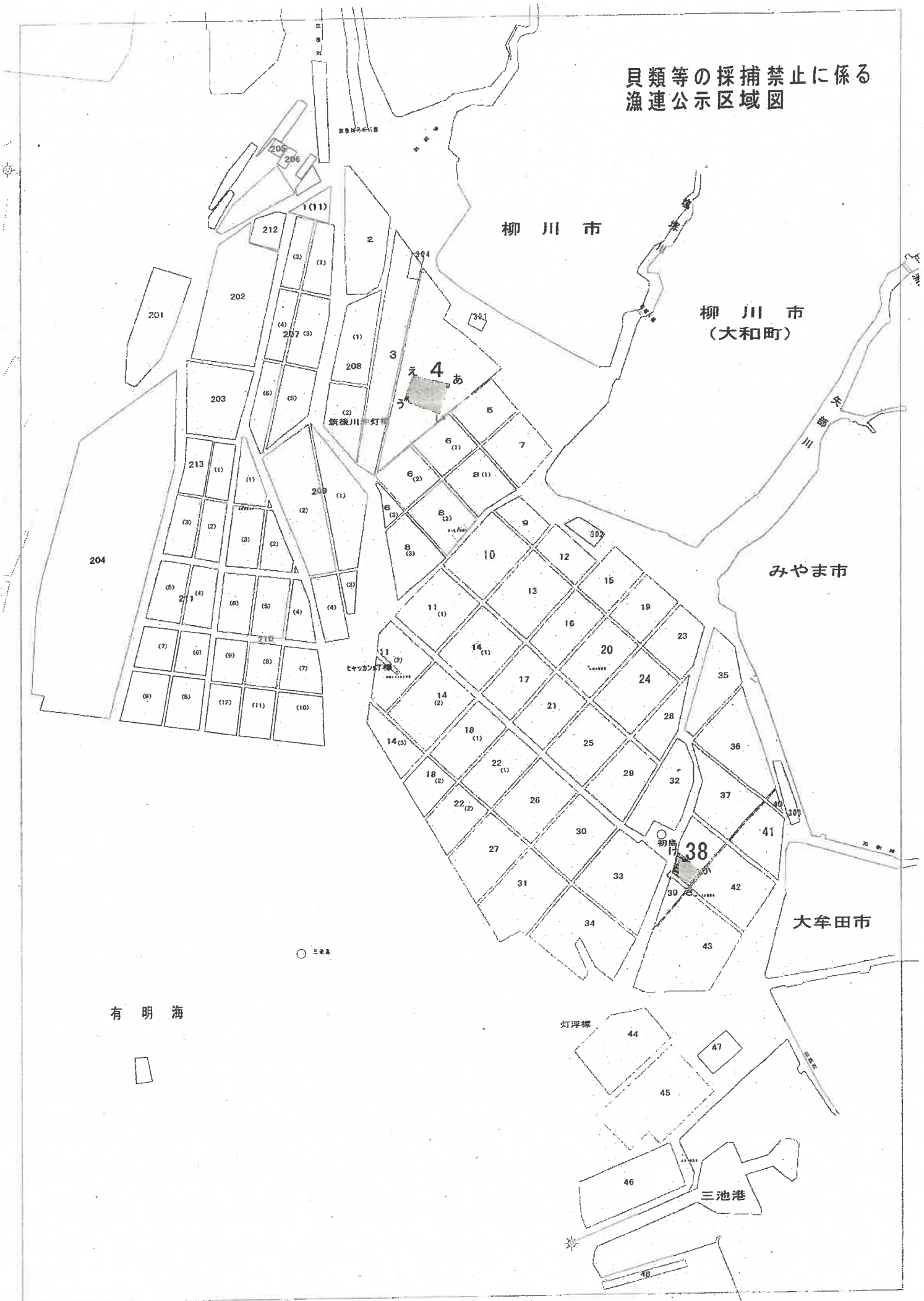
あ	北緯 33° 06' 27.7"	東経 130° 22' 25.5"
い	北緯 33° 06' 15.0"	東経 130° 22' 20.1"
う	北緯 33° 06' 20.2"	東経 130° 22' 04.5"
え	北緯 33° 06' 30.0"	東経 130° 22' 09.0"

有区第38号（別図参照）

次のか、き、く、けの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

か	北緯 33° 02' 55.9"	東経 130° 24' 36.7"
き	北緯 33° 02' 49.4"	東経 130° 24' 30.7"
く	北緯 33° 02' 55.4"	東経 130° 24' 21.7"
け	北緯 33° 03' 04.7"	東経 130° 24' 24.7"

貝類等の採捕禁止に係る
漁連公示区域図



(原案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年 月 日（公報登載日）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

(1) 有区第4号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

ア 北緯33度06分27.7秒、東経130度22分25.5秒

イ 北緯33度06分15.0秒、東経130度22分20.1秒

ウ 北緯33度06分20.2秒、東経130度22分04.5秒

エ 北緯33度06分30.0秒、東経130度22分09.0秒

(2) 有区第38号

次のカ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

カ 北緯33度02分55.9秒、東経130度24分36.7秒

キ 北緯33度02分49.4秒、東経130度24分30.7秒

ク 北緯33度02分55.4秒、東経130度24分21.7秒

ケ 北緯33度03分04.7秒、東経130度24分24.7秒

2 採捕の制限

あさり、もがい、だいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年 月 日（公報登載日）から令和5年8月31日まで

参考図



参考

【過去に発出した同様の委員会指示】

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁業権の適正な行使を図るため福岡県有明海区における第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の採捕について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成28年5月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 指示の適用海域

有区第20号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

（世界測地系）

ア 北緯33度04分32.7秒、東経130度24分04.1秒

イ 北緯33度04分10.5秒、東経130度23分39.8秒

ウ 北緯33度04分22.7秒、東経130度23分24.1秒

エ 北緯33度04分45.0秒、東経130度23分48.1秒

2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成28年6月1日から平成29年4月30日まで

ミドリシヤミセンガイ

(方言 メカジャ)

主な漁法 メカジャおこし 漁期 周年 旬 夏 大きさ 体長10cm

貝と言っても貝の仲間ではなく、2枚の薄い緑色の殻に包まれ、1本の長い足が延びており、腕足類という仲間です。新生代から形も変えずに生き続けている世界最古の生きた化石です。世界でも有明海ほど多く生息している所は少ないといわれています。味噌汁、煮物などにして食べ、太古を思わせる独特の風味があります。



第375回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和4年3月24日（木）15:30～
場 所：福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271)

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 令和4年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）
- (2) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）
- (3) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書等について（報告）
- (4) 農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）
- (5) その他

4. 閉 会

第375回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年3月24日(木) 15:30～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所調整課	課長	和田 憲明	
	調整第一係長	川口 精二	
福岡有明海 漁業協同組合連合会	免許調整係員	東野 享平	
	指導部長	植田 新	
	指導課課長	中島 光	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課	糸山 亮平	
	漁業調整係長	上田 拓	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	技術主査	淵上 哲	
	主事	福澤 泉	
福岡県農林水産部 水産局水産振興課	係長	杉野 浩二郎	
	技術主査	俵積田 貴彦	
	事務局長	秋元 聡	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	主任主事	山田 菜美子	
	会計任用職員	平田 薫	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
	事務局長	江口 泰蔵	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	主査	増田 健斗	

令和4年度刺網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（農区を除く。）	福岡県有明海海域（農区を除く。）
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和4年7月1日～令和5年6月30日	令和4年7月1日～令和5年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (オレンジ地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (緑地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒 佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒 漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒 佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒 佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

さし網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24
地	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤
入	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤

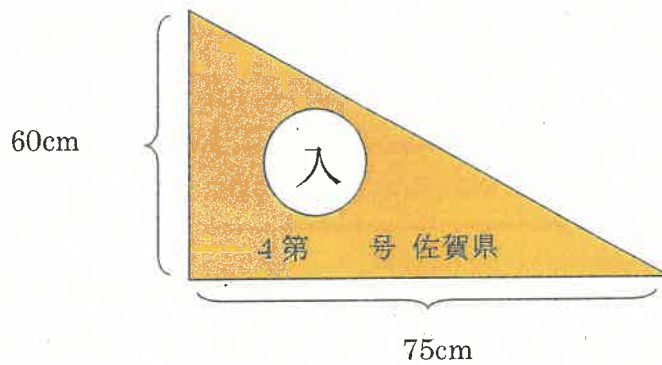
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

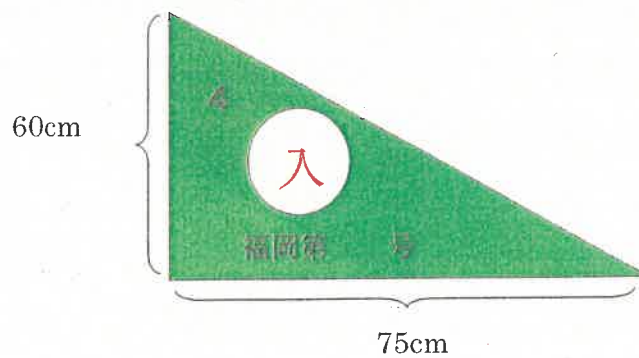
年度	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24
地	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒
入	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒

○令和4年度さし網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



刺網漁業等福岡佐賀相互入漁許可実績一覧

(福岡県から佐賀有区への入漁)

漁協名 種類	大川			大野島			上新田			川口			浜武			沖端			柳川			血垣開			大和			両開			三里			合計											
	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1						
すずき流し刺網							4	4	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1																											
えび三重流し刺網	2	2	1	1	1	1							1	1	1	1	1	1										2	2	1	1	1	1	5	5	4	4	4	4						
雑魚一重流し刺網	2	2	2	2	3	3	2	1	1	3	3	3	3	1	1	4	1	1							1	1																			
固定式刺網	13	13	13	11	11	2	2	2	2	20	20	20	19	9	9	9	13	13	15	16	21	21	21	21	3	2	2	2	2	1	2	3	3	3	3	3	86	86	86	86	86	86			
げんしき網																																													
計	13	13	13	11	6	6	5	5	5	23	23	22	21	16	16	15	15	15	15	15	23	23	23	22	4	3	3	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	107	107	103

(佐賀県から福岡有区への入漁)

漁協名(支所名) 種類	佐賀県有明海 (諸島町)			佐賀県有明海 (大詫間)			佐賀県有明海 (南川副)			佐賀県有明海 (広江)			佐賀県有明海 (真与賀町)			佐賀県有明海 (久保田町)			佐賀県有明海 (種島町)			佐賀県有明海 (新有明)			佐賀県有明海 (宮刈)			佐賀県有明海 (大浦)			合計														
	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1						
すずき流し刺網	6	5	5	5									13	11	10	9	3	2	2	2	2	2	2	2	3																				
えび三重流し刺網	2	2	2																																										
雑魚一重流し刺網	4	3	4	3									8	9	10	10	15	13	11	10	9	3	2	2	2	2	2	3	1	1	1														
固定式刺網	20	22	24	25	24	1	1	2	9	11	13	11	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	40	41	50	43	55						
げんしき網	11	10	10	10									6	5	5	3						1																							
計	43	42	45	46	44	1	1	2	22	24	24	24	28	30	26	23	22	18	4	4	3	3	3	4	3	3	3	6	1	1	1	1	1	1	2	2	110	110	104	114	104	104			

当該漁期末における有効許可件数。
ただし、令和3年度については、令和4年3月16日現在で有効な許可数。

3水管第2949号

令和4年 3月 7日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

また、別添報告書のとおり、免許番号農区第1号、農区第11号、農区第205号及び農区第206号について漁場の利用が認められなかったため、同法第91条第1項第2号に該当することから、同条第1項の規定により指導することとしてよろしいか。

3水管第2949号

令和4年3月7日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

報告対象期間: 令和2年12月1日~令和3年3月31日

免許番号 種別1号	(1) 免許番号等		(2) 漁業種の内訳	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁獲の漁獲の状況	(6) 組合員行使権 行使権者数	(7) 資源管理に関する取組の実施状況	評価
	免許番号	漁業報告			始期	終期				
種別1号	佐賀県青明海漁業同組合	漁業報告	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日			1. 漁業行連単位の資源管理 ・行使規則の遵守	○ 適切かつ確実に活用されている。
				あさり漁業	1月1日	12月31日			2. 共同漁業種内の漁獲調整基金のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去)	
				からすがい漁業	1月1日	12月31日			3. 資源維持・増進等のために実施している取組 ・委員会指示による採捕禁止 ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕停止 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供	
				ほまぐり漁業	1月1日	12月31日				
				ほい漁業	1月1日	12月31日				
				あかかい漁業	1月1日	12月31日				
				くまざるぼう漁業	1月1日	12月31日				
				まかい漁業	1月1日	12月31日				
				にし漁業	1月1日	12月31日	0日			
				たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日				
				しおろぎ漁業	1月1日	12月31日				
				あけまき漁業	1月1日	12月31日		1,858人		
				までがい漁業	1月1日	12月31日				
				うみたけ漁業	1月1日	12月31日				
				ほいかり漁業	1月1日	12月31日				
				しあみせんかい漁業	1月1日	12月31日				
				だご漁業	1月1日	12月31日	20日			
				餅むし漁業	1月1日	12月31日				
				しやご漁業	1月1日	12月31日				
				いそごもちやく漁業	1月1日	12月31日				
			第2種共同	竹羽漁業	1月1日	12月31日		2人		
				三尺網漁業	1月1日	12月31日		16人		
				あみし網漁業	1月1日	12月31日		80人		
				こうもり網漁業	1月1日	12月31日		38人		
				荷網漁業(兼網及び手押漁業)	1月1日	12月31日	0日			
				かごかご漁業	1月1日	12月31日		61人		
				いかかご漁業	1月1日	12月31日		19人		
				あなごかご漁業(兼て使用するも)	1月1日	12月31日		5人		
				うなぎかご漁業	1月1日	12月31日		31人		
				きを使用するも(兼て使用するも)	1月1日	12月31日		18人		

(※1) 令和2年1月から12月まで(報告対象期間)及び知事承認の共同漁業漁獲量での漁獲量。

(※2) 今回の報告対象期間が12月1日から3月31日までとなっており、のりひび漁業漁獲の漁獲時期と重なっているため行使実績無し。

【区画漁業権】

免許番号 農区第201号	(1)免許番号等 漁業権者 佐賀県有明海漁業協同組合	(2)漁業権の内容		(3)漁業の名称		(4)漁業時期		(5)漁場の活用状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
		第1種区画	第1種区画	のりひび建業	のりひび建業	始期	終期	漁業状況 (のり網枚)	生産量	行使者数	行使状況			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建業	のりひび建業	9月1日	4月30日	2,844枚	総生産枚数 17,766枚	92人	67人	1. 漁業権行使規則の取組事項 ・漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、育苗日、分選網出回日等) ・漁場改善のための取組(二枚貝類の増殖等) ・漁場活動、海底耕起、二枚貝類の増殖等 ・組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守 3. その他の取組 ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建業	のりひび建業	9月1日	4月30日	2,796枚	総生産額 200.4億円	328人	91人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建業	のりひび建業	9月1日	4月30日	3,140枚	※総生産枚数、 総生産額は知事 免許分を含む。	127人	82人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建業	のりひび建業	9月1日	4月30日	17,224枚		353人	269人		○	適切かつ有効に活用されている。

第40回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和4年3月7日（月） 13：30～
場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (5) その他
 - ①令和4年度資源管理関係予算について
 - ②その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第二項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和四年三月七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和四年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

ガザミを採捕される皆様へ

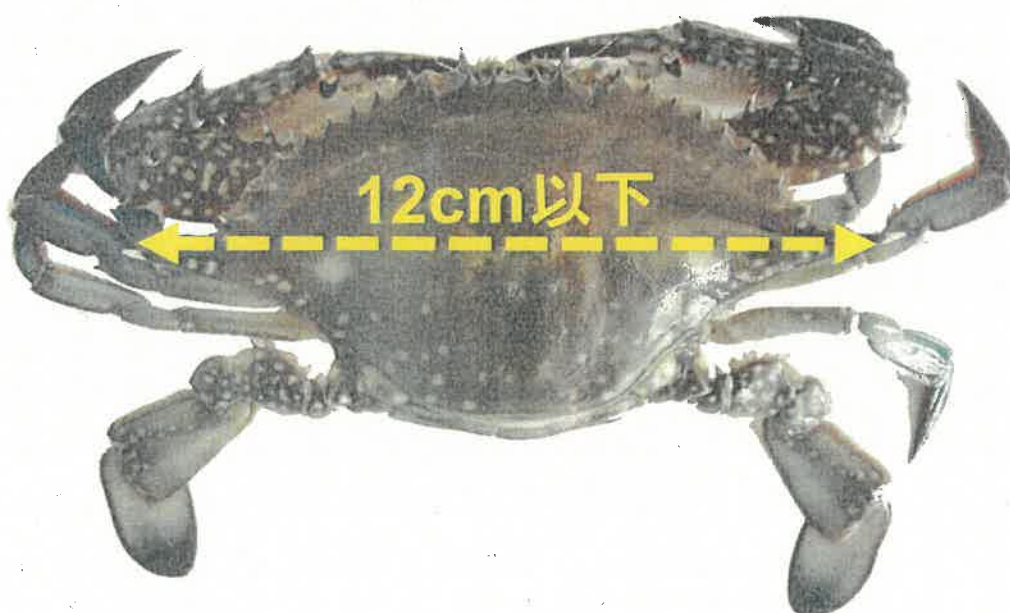
ガザミの採捕禁止

(6/1~6/15)

有明海では、**6月1日~6月15日**の間、**漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!**

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

※周年、**全甲幅長12cm以下**の小型ガザミの**再放流**にも取り組んでいます。



ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

有明海のガザミ資源は減少傾向

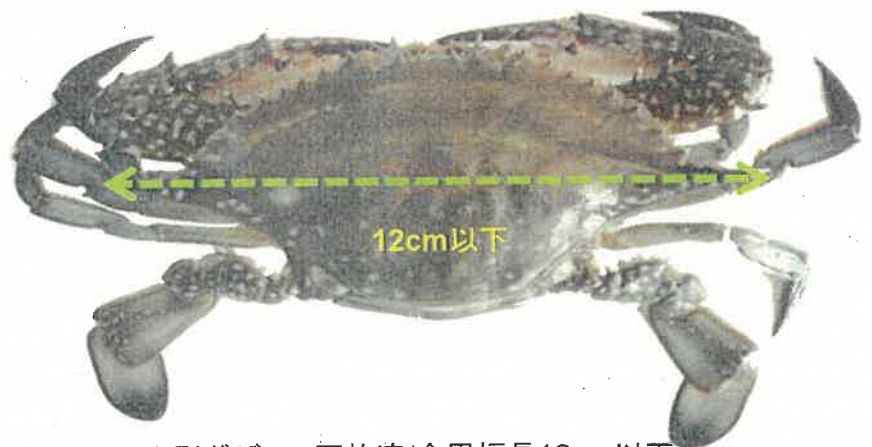
ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針(令和3年3月18日公表)に基づき資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護(再放流・一時蓄養)
- ②小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止(6/1～6/15)*
- ⑤種苗放流

などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵(黒い卵)を持つ雌ガザミのこと。



皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先: TEL092-273-2004)

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

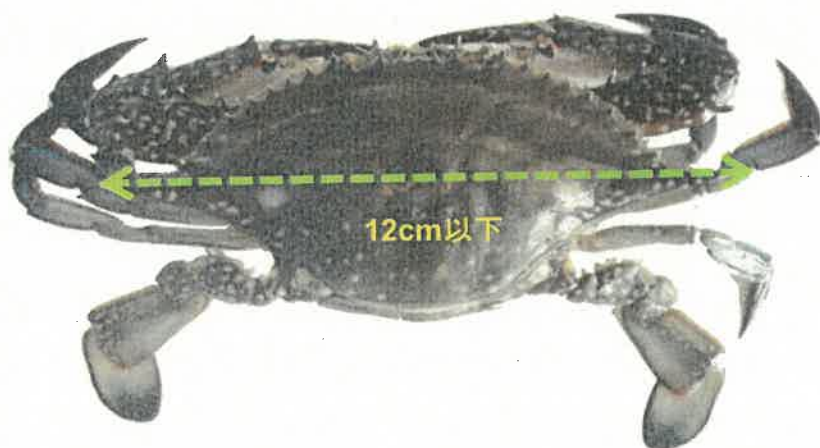
- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。



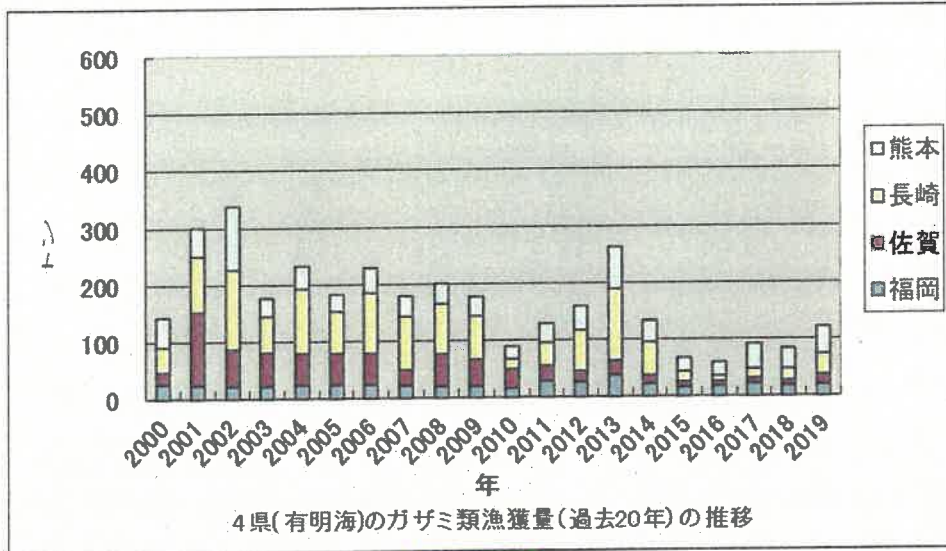
甲羅の長さが12cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先：TEL092-273-2004)

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、平成28年(2016年)に過去 最低の59トン記録したが、令和元年(2019年)は121トンであった。
- ・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



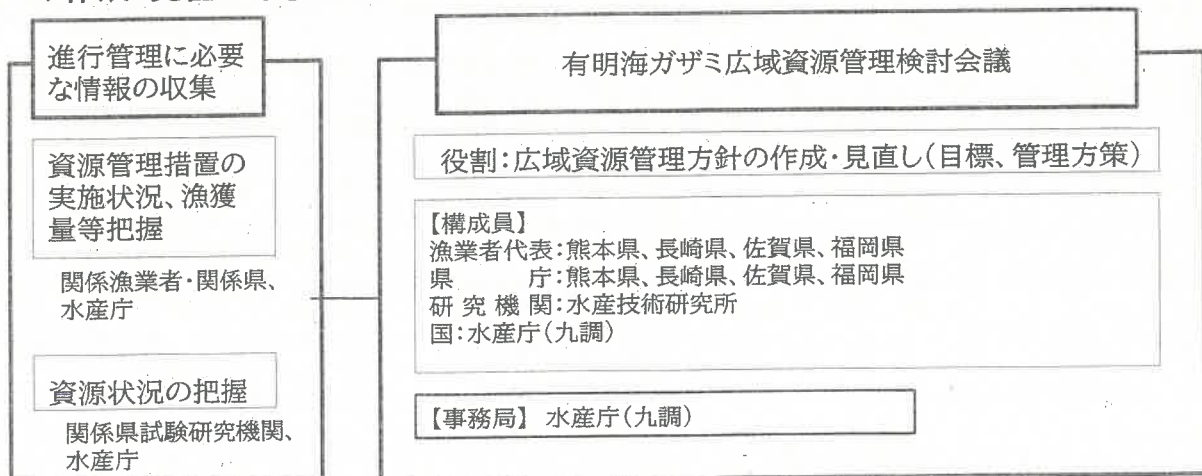
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業:刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

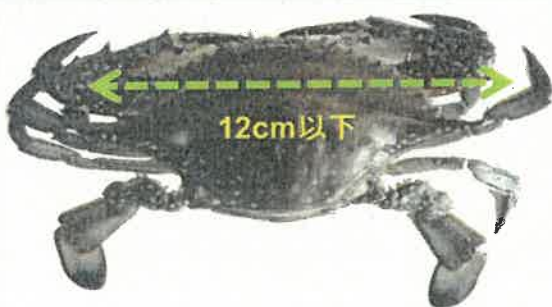
①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護

・抱卵ガザミの再放流又は一時蕃養により産卵機会を確保。



②小型ガザミの再放流

・全甲幅長12cm以下の小型ガザミ再放流。



③軟甲ガザミの再放流

・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④採捕禁止期間の設定

・産卵期間(6月~8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。



実効性を担保



広域漁業調整委員会指示

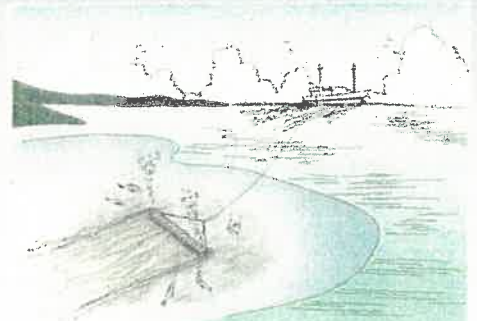
○資源の積極的培養措置

・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



○漁場環境保全措置

・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。



共同・区画漁業権免許の一斉切替について

令和4年5月12日
漁業管理課 漁業調整係

<一斉切替に向けての想定スケジュール>

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 令和4年5-9月頃 | 【漁協・県】行使状況調査、ヒアリング等 |
| 9-10月頃 | 【県】関係者・関係機関との調整 |
| 11-12月頃 | 【県】利害関係人の意見聴取、海上保安部等との協議 |
| 令和5年1-2月頃 | 【県】利害関係人から聴いた意見に検討を加えて結果を公表 |
| 2-3月頃 | 【県】海区漁場計画の案を作成 |
| 3-4月頃 | 【県】 <u>漁業調整委員会へ海区漁場計画を諮問</u> |
| 3-4月頃 | 【調整委員会】 <u>公聴会を開催、県へ答申</u> |
| 5月頃 | 【県】海区漁場計画を公示 |
| 6月頃 | 【漁協】通常総会で免許申請を議決 |
| 7月頃 | 【県】 <u>申請内容を審査、漁業調整委員会へ免許を諮問</u> |
| 8月頃 | 【調整委員会】 <u>県へ免許を答申</u> |
| 9月1日 | 【県】申請者に免許 |